

発行日 2024年5月15日

環境経営レポート

【レポートの対象期間：2023年4月～2024年3月】

有限会社 **KOA**



代表取締役
前原 直之

目次

1. 環境経営方針	P-1
2. 事業活動の概要	P-2~11
3. 実施体制	P-12
4. 環境経営目標とその実績	P-13
5. 環境経営計画の取組と評価	P-14
6. 環境関連法規制の遵守	P-15
7. 代表者による全体評価と見直し・指示	P-15

環境経営方針

〔基本理念〕

私たちは、遠い未来の環境問題を語るうえで、まずは今現在何をすべきか、ほんの身近なこと
にでも、気付ける心を持ち、地球環境に配慮した事業活動に努めます。

〔基本方針〕

環境保全活動を推進するにあたり、以下に主な活動項目を掲げ継続的に取組みます。

1. 当社の主力事業である、* ウォーターリサイクル工法(* 同工法は国土交通省・新技術情報提供システムNETISにSK-020016-VEとして登録しています)を用いて切断作業の効率化を図り、技術的・経済的な事情を考慮の上、環境に与える影響を低減するとともに、循環型社会の実現に努めます。
 - ①再生した処理水をブレード冷却水として再利用し、限りある水の使用量削減のため節水に努めます。
 - ②事業活動で発生する廃棄物は、発生を抑制するとともに再使用の向上に努めます。
 - ③この技術を使用することで、従来行なわれていた二重作業工程が一元化され、使用燃料、又はCO2排出量、経済面などの削減効果があり、業界全体の循環型削減に取り組み実施します。
2. 環境活動を推進するにあたり、環境目標・環境活動計画を策定し取組みます。
策定した目標・活動計画は定期的にあるいは必要に応じて見直します。
3. 事業活動において、環境に関わる法律・規制その他公的基準を遵守します。
4. 環境方針は、全社員に周知するとともに、環境教育を行い社員の環境に関する意識の向上を図ります。
5. 環境管理に関する情報は、社内外に公表し、地域社会とのコミュニケーションを図ります。

2024年 5月 15日

有限会社 コア
代表取締役 前原直之

1. 事業活動の概要

1. 事業所及び代表者名

有限会社 コア
代表取締役 前原直之

2. 設立年月日

平成7年8月10日（西暦 1995年8月10日）

2. 資本金

500百万円

2. 所在地

〒379-2313
群馬県みどり市笠懸町久宮382-10

3. 環境保全関係の責任者及び担当者連絡先

最高責任者 : 代表取締役 前原 直之
環境管理責任者 : 工事部 尾池 純一
事務局 : 総務部 前原 美由紀
連絡先 TEL : 0277-77-2225
FAX : 0277-76-1955
e-mail : koa@sunfield.ne.jp

4. 対象範囲（認証・登録範囲）

有限会社コアの全ての事業及び全活動

5. 事業の規模

2023年度

売上高	168百万円
従業員	9人
延べ床面積	424.25㎡

6. 事業内容

切断・削孔工事、産業廃棄物収集業及び産業廃棄物処分業（中間処理）

7. 事業登録

7-① 一般建設業の許可

群馬県知事 許可(般-1)第20005号
建設業の種類 とび・土工工事業・塗装工事業
許可の有効期間 令和2年12日から令和7年2月11日まで

7-② 産業廃棄物処分量許可

◎ 群馬県 許可番号 01020143818

許可の許可年月日 : 令和元年11月17日

許可の有効期限 : 令和6年11月16日

1、事業の範囲

(1)事業の区分

中間処理(脱水)

(2)産業廃棄物の種類

中間処理(脱水)

①汚泥(以上1種類)

中間処理(脱水)

①汚泥(以上1種類)

中間処理(脱水)

①汚泥(以上1種類)

中間処理(脱水)

①汚泥(以上1種類)

※2(1)、(2)、(3)及び(4)の施設で処理する産業廃棄物は、舗装版切削濁水に限る。

2、事業の用に供するすべての施設

(1) ア

中間処理施設(脱水)の設置場所

前橋市内及び高崎市内の区域を除く群馬県内一円(産業廃棄物の発生現場内に限る。)

(駐機場所:群馬県みどり市笠懸町久宮382番10、382番16及び382番17)

イ

中間処理施設(脱水)の設置年月日

○平成26年9月18日

ウ

中間処理施設の最大処理能力

(ア)施設の種類 脱水

産業廃棄物の種類及び能力

汚泥【3.48m³/日】

エ

中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

なし

(2) ア

中間処理施設(脱水)の設置場所

前橋市内及び高崎市内の区域を除く群馬県内一円(産業廃棄物の発生現場内に限る。)

(駐機場所:群馬県みどり市笠懸町久宮382番10、382番16及び382番17)

イ

中間処理施設(脱水)の設置年月日

○平成28年8月4日

ウ

中間処理施設の最大処理能力

(ア)施設の種類 脱水

産業廃棄物の種類及び能力
汚泥【4.8m³/日】

- エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所
なし
- (3) ア 中間処理施設(脱水)の設置場所
前橋市内及び高崎市内の区域を除く群馬県内一円(産業廃棄物の発生現場内に限る。)
(駐機場所:群馬県みどり市笠懸町久宮382番10、382番16及び382番17)
°平成31年2月6日
- ウ 中間処理施設の最大処理能力
(ア)施設の種類 脱水
産業廃棄物の種類及び能力
汚泥【4.8m³/日】
- エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所
なし
- (4) ア 中間処理施設(脱水)の設置場所
前橋市内及び高崎市内の区域を除く群馬県内一円(産業廃棄物の発生現場内に限る。)
(駐機場所:群馬県みどり市笠懸町久宮382番10、382番16及び382番17)
- イ 中間処理施設(脱水)の設置年月日
°令和3年年9月28日
- ウ 中間処理施設の最大処理能力
(ア)施設の種類 脱水
産業廃棄物の種類及び能力
汚泥【4.8m³/日】
- エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所
なし

3, 許可の条件
なし

4, 許可の更新、変更の状況
°平成26年11月17日 新規許可
°令和 元年11月17日 更新許可

5, 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無
無

運搬車両の種類・台数：ウォーターリサイクル装置車5台

◎ 前橋市 許可番号 11420143818

許可の許可年月日 : 令和元年11月4日

許可の有効期限 : 令和6年11月3日

1, 事業の範囲 (1)事業の区分 中間処理【脱水(移動式)】
(2)産業廃棄物の種類 中間処理【脱水(移動式)】
汚泥(舗装版切削濁水に限る。)(以上1種類)

2, 事業の用に供するすべての施設

(1)中間処理施設【脱水(移動式)】
ア 中間処理施設(脱水)の設置場所

前橋市内一円(産業廃棄物の発生現場内に限る。)

- イ 中間処理施設(脱水)の設置年月日
・平成26年9月18日 完成検査
- ウ 中間処理施設の最大処理能力(許可施設については許可年月日及び許可番号)
(ア)脱水施設(移動式)
産業廃棄物の種類及び能力
汚泥【3.48m³/日】
- エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所
(移動式の為、保管場所なし)
- オ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力
保管面積 保管容量

(2)中間処理施設【脱水(移動式)】

- ア 中間処理施設(脱水)の設置場所
前橋市内一円(産業廃棄物の発生現場内に限る。)
- イ 中間処理施設(脱水)の設置年月日
・平成28年7月27日 完成検査
- ウ 中間処理施設の最大処理能力(許可施設については許可年月日及び許可番号)
(ア)脱水施設(移動式)
産業廃棄物の種類及び能力
汚泥【4.8m³/日】
- エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所
(移動式の為、保管場所なし)
- オ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力
保管面積 保管容量

(3)中間処理施設【脱水(移動式)】

- ア 中間処理施設(脱水)の設置場所
前橋市内一円(産業廃棄物の発生現場内に限る。)
- イ 中間処理施設(脱水)の設置年月日
・平成31年2月6日 完成検査
- ウ 中間処理施設の最大処理能力(許可施設については許可年月日及び許可番号)
(ア)脱水施設(移動式)
産業廃棄物の種類及び能力
汚泥【4.8m³/日】
- エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所
(移動式の為、保管場所なし)
- オ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力
保管面積 保管容量

(3)中間処理施設【脱水(移動式)】

- ア 中間処理施設(脱水)の設置場所
前橋市内一円(産業廃棄物の発生現場内に限る。)
- イ 中間処理施設(脱水)の設置年月日
・平成31年2月6日 完成検査

- ウ 中間処理施設の最大処理能力(許可施設については許可年月日及び許可番号)
(ア) 脱水施設(移動式)
産業廃棄物の種類及び能力
汚泥【4.8m³/日】
- エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所
(移動式の為、保管場所なし)
- オ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力
保管面積 保管容量

3, 許可の条件

2(1)、2(2)、2(3)、及び2(4)の各中間処理施設【脱水(移動式)】の駐機場は、群馬県みどり市笠懸町久宮382番地10、外2筆とする。

同一場所で同時に上記の中間処理施設を稼働する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施工令第7条第1号の対象となる。処理能力が10m³/日を超えないこと。

4, 許可の更新、変更の状況

- 平成26年11月4日 新規許可
- 令和 元年11月4日 更新許可

5, 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出 なし

運搬車両の種類・台数：ウォーターリサイクル装置車5台

◎ 高崎市 許可番号 11620143818

許可の許可年月日 : 令和元年11月27日

許可の有効期限 : 令和6年11月26日

- 1、事業の範囲 (1)事業の区分
中間処理【脱水(移動式)】
(2)産業廃棄物の種類
中間処理【脱水(移動式)】①汚泥(以上1種類)
※汚泥は、舗装版切削濁水に限る。
中間処理【脱水(移動式)】①汚泥(以上1種類)
※汚泥は、舗装版切削濁水に限る。
中間処理【脱水(移動式)】①汚泥(以上1種類)
※汚泥は、舗装版切削濁水に限る。
中間処理【脱水(移動式)】①汚泥(以上1種類)
※汚泥は、舗装版切削濁水に限る。

2, 事業の用に供するすべての施設

- (1) ア 中間処理施設【脱水(移動式)】の設置場所
高崎市内一円(産業廃棄物の発生現場内に限る。)
(駐機場所:群馬県みどり市笠懸町久宮382番地10, 16, 17)

- イ 中間処理施設の最大処理能力
(ア) 施設の種類 脱水(移動式)
産業廃棄物の種類及び能力
汚泥【3.48m³/日】
- ウ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所
移動式の為なし

- (2) ア 中間処理施設【脱水(移動式)】の設置場所
高崎市内一円(産業廃棄物の発生現場内に限る。)
(駐機場所:群馬県みどり市笠懸町久宮382番地10, 16, 17)
- イ 中間処理施設の最大処理能力
- (ア) 施設の種類 脱水(移動式)
産業廃棄物の種類及び能力
汚泥【4.8m³/日】
- ウ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所
移動式の為なし
- (3) ア 中間処理施設【脱水(移動式)】の設置場所
高崎市内一円(産業廃棄物の発生現場内に限る。)
(駐機場所:群馬県みどり市笠懸町久宮382番地10, 16, 17)
- イ 中間処理施設の最大処理能力
- (ア) 施設の種類 脱水(移動式)
産業廃棄物の種類及び能力
汚泥【4.8m³/日】
- ウ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所
移動式の為なし
- (4) ア 中間処理施設【脱水(移動式)】の設置場所
高崎市内一円(産業廃棄物の発生現場内に限る。)
(駐機場所:群馬県みどり市笠懸町久宮382番地10, 16, 17)
- イ 中間処理施設の最大処理能力
- (ア) 施設の種類 脱水(移動式)
産業廃棄物の種類及び能力
汚泥【4.8m³/日】
- ウ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所
移動式の為なし

3, 許可の条件 なし

4, 許可の更新、変更の状況

◦平成26年11月27日	新規許可
◦令和元年11月27日	更新許可

5, 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

運搬車両の種類・台数：ウォーターリサイクル装置車5台

◎ 埼玉県 許可番号 01120143818

許可の許可年月日 : 令和4年1月20日
許可の有効期限 : 令和9年1月19日

1、事業の範囲 中間処理

脱水(移動式):汚泥(舗装版切削濁水に限る。)以上1種類

※ 脱水(移動式)にかかる営業の範囲は、さいたま市、川越市、川口市及び川越市を除く埼玉県の区域とする。

2, 事業の用に供するすべての施設

施設等の所在地
該当なし。

処理施設の概要は※1のとおり。

3, 許可の条件

- (1) 中間処理は、2, に掲げる処理施設で行うこと。
- (2) 処理施設は、汚泥が排出される現場内において、当該汚泥の処理に必要な期間に限り稼働させること。
- (3) 処理できる汚泥は、当該現場内で発生した汚泥に限る。

4, 許可の更新、変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成24年1月20日	指令産廃第1035号	新規許可
平成28年9月16日	指令産廃第636-1号	変更許可(脱水施設の追加)
平成30年11月13日	指令産廃第841-1号	変更許可(脱水施設の追加)
令和3年8月10日	指令産廃第490-1号	変更許可(脱水施設の追加)
令和4年1月20日	指令産廃第51-5号	更新許可

5, 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

無

処理施設の種類及び能力等※1

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
脱水施設 (移動式)	1.64m ³ /日 (8時間)	汚泥(舗装版切削濁水に限る。) 以上1種類	平成24年 1月20日 — —
脱水施設 (移動式)	1.64m ³ /日 (8時間)	汚泥(舗装版切削濁水に限る。) 以上2種類	平成28年 9月16日 — —
脱水施設 (移動式)	4.55m ³ /日 (8時間)	汚泥(舗装版切削濁水に限る。) 以上3種類	平成28年 9月16日 — —
脱水施設 (移動式)	4.55m ³ /日 (8時間)	汚泥(舗装版切削濁水に限る。) 以上4種類	平成30年 11月13日 — —
脱水施設 (移動式)	4.55m ³ /日 (8時間)	汚泥(舗装版切削濁水に限る。) 以上5種類	令和3年 8月10日 — —

7-③ 産業廃棄物収集運搬業許可

◎ 群馬県 許可番号 01010143818

許可の許可年月日 : 令和 5年7月29日

許可の有効期限 : 令和10年7月28日

1、事業の範囲

(1)事業の区分

収集、運搬(積替え保管を含む。)

(2)産業廃棄物の種類

収集、運搬(積替え保管を除く。)

①汚泥、②廃酸、③廃アルカリ(以上3種類)

収集、運搬(積替え保管)

①汚泥(以上1種類)

2、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに 当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類

- (1) ア 積替え又保管施設の設置場所
群馬県みどり市笠懸町久宮382番地10、382番地16及び382番地17
- イ 産業廃棄物の種類
汚泥
- ウ 積替え又はほかんを行う産業廃棄物の保管能力
保管面積 15.8㎡ 保管容量 2.4㎡

3、許可の条件

なし

4、許可の更新、変更の状況

平成20年	7月29日	新規許可
平成25年	7月30日	更新許可
平成29年	5月11日	変更許可
平成30年	7月29日	更新許可
令和 5年	7月29日	更新許可

5、積替え許可の有無

無

6、規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

運搬車両の種類・台数：ウォーターリサイクル装置車5台

◎ 埼玉県 許可番号 01100143818

許可の許可年月日 : 令和2年8月24日

許可の有効期限 : 令和7年7月25日

1、事業の範囲

(1)事業の区分 : 収集運搬(積替え保管を除く。)

(2)取り扱える産業廃棄物の種類

汚泥、廃アルカリ 以上2種類

- ※ 産業廃棄物の種類に(*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み
表示のない場合は含まない。
- ※ 産業廃棄物の種類に(#1)表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み
表示のない場合は含まない。
- ※ 産業廃棄物の種類に(#2)表示のある場合は水銀含有ばいじん等を含み
表示のない場合は含まない。

2, 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3, 許可の条件

特になし

4, 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成22年7月26日	指令産廃第7-189号	新規許可
平成27年7月26日	指令産廃第9-222号	更新許可
令和 2年8月24日	指令産廃第9-473号	更新許可
	以上余白	

5, 積替え許可の有無

無

※ 県内の政令市における許可の有無を記載

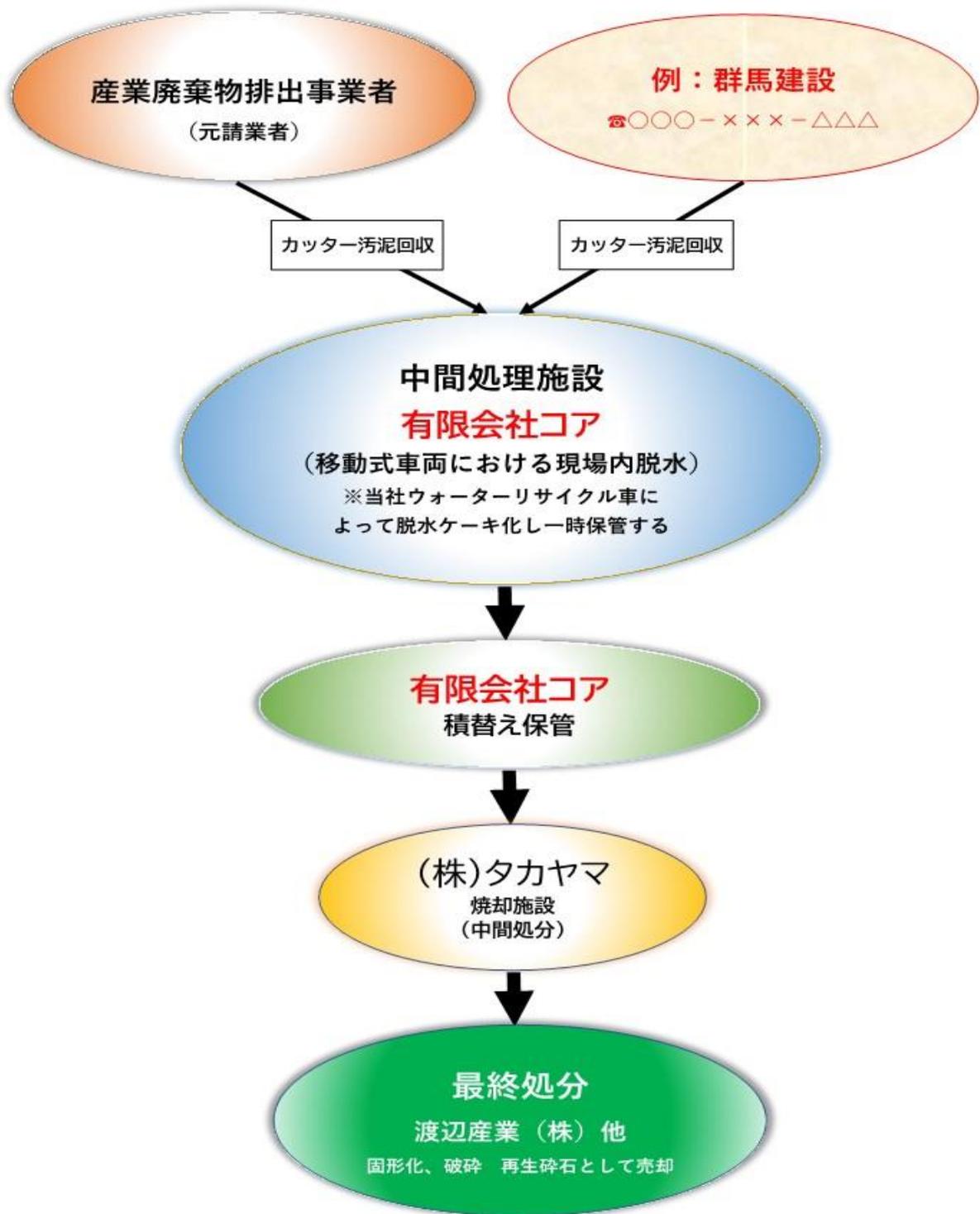
6, 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

無

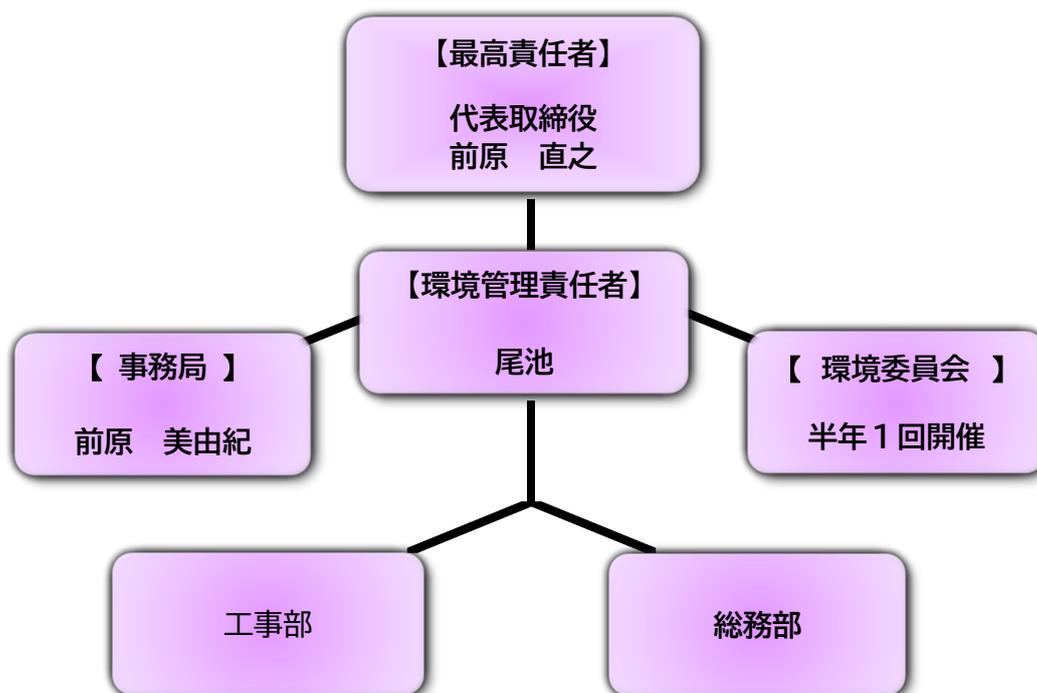
8. 収集運搬実績(2023年度)

産業廃棄物： 62803キロ

8. 産廃の流れ



3. 実施体制



職名	役割
最高責任者	①環境管理責任者をはじめ、必要な責任者を任命する。該当責任者には現在の責務に関わりなく、兼任で責任と権限を明示する。 ②エコアクション21の構築・運用・維持に必要な経営諸資源（人材・資金・機器・設備・技術・技能を含む）を準備する。 ③環境経営方針を制定する。 ④エコアクション21の構築・運用に関する情報を収集し、環境経営方針・環境経営目標をはじめシステム全体の見直しを行い必要に応じ改訂を指示する。 ⑤当社における課題とチャンスを確認にする。
環境管理責任者	①エコアクション21に関する経営諸資源の合理的・効果的な運用を図り、目的を達成するために環境委員会を運営する ②エコアクション21の構築と運用を円滑に行い、最高責任者による見直しのための情報として、構築・運用に関する情報を最高責任者に提供する。
事務局	①事務局として、環境管理責任者を補佐し、エコアクション21に関する実務全般を所管する。
環境委員会	最高責任者・環境管理責任者・事務局・部門長で構成し、1回/半年、環境管理責任者が召集する。環境目標の設定、環境活動計画の策定及び進捗管理について協議する。環境管理責任者が必要と認めた者は出席することができる。

4. 環境経営目標とその実績

環境経営目標	基準値	今年度の目標				2024年度	2025年度
	2021年度	2023年度				目標	目標
	実績	目標	実績	削減率(%)	達成状況		
① 売り上げ100万円 当り 二酸化炭素総排出 量の削減(kg-CO2)	692.2	2021年度実 績に対して 2%削減	626.60	-9.48	達成	2021年度 実績に 対して 3%削減	2021年度 実績に 対して 4%削減
② 売り上げ100万円 当り 一般廃棄物の削減 (kg)	15.32	2021年度実 績に対して 2%削減	10.78	-29.64	達成	2021年度 実績に 対して 3%削減	2021年度 実績に 対して 4%削減
②-2 受託した産業廃棄物 の再生資源化 (%)	100	100	100	—	達成	100%	100%
③ 売り上げ100万円 当り 水使用量の削減 (m ³)	7.814	2021年度実 績に対して 2%削減	7.435	-4.86	達成	2021年度 実績に 対して 3%削減	2021年度 実績に 対して 4%削減
④ 本業に関する 目標	—	①電子マニフェストの顧客 への推奨、働きかけ ②カッター機械のアイドル ングストップ推進 ③社用車洗車の節水作業 ④ブレード使用期限のル ールの徹底	100%実施	—	達成	100% 実施	100% 実施

2023年度 環境負荷の総量

二酸化炭素排出量	kg-CO2	105261.01
一般廃棄物排出量	kg	1811
水使用量	m ³	1249

- ※ 購入電力の排出係数は、0.457kg-CO2/kWh（東京電力エナジーパートナー）を使用しています。
- ※ 化学物質の使用はありません。

5. 環境経営計画の取組と評価

※2023年度の活動の取組みを評価をしています。

環境経営計画	環境経営計画の取組結果とその評価
<p>1. 二酸化炭素排出量の削減</p> <p>①空調温度適正化・表示 ②照明不要時のOFFの推進 ③エアコン清掃の実施 ④エコドライブ推進 ⑤社用車の点検・整備 ⑥電力、ガソリン量の集計</p>	<p style="text-align: center;">★ 目標達成 ★</p> <p>活動に関しては、近年の地球温暖化の影響が大きく反映され冬季の暖房費が削減された。このことにより平均値が大幅に減少傾向に働いた。だがエネルギー価格は相変わらず高値を推移しており更なる削減意識が求められている。</p> <p style="text-align: center;">次年度の取組内容</p> <p>活動に関しては、電気の使用量は削減されているがエネルギー価格の上昇によりすべてにおいて高値になっている。よって更なる削減意識が求められている。</p>
<p>2. 一般廃棄物排出量の削減</p> <p>①分別ルールの徹底 ②廃棄物置場の整備 ③廃棄物排出量の集計 ④裏紙使用ルールの徹底</p>	<p style="text-align: center;">★ 目標達成 ★</p> <p>総量が増えた事により増加が予想されたが昨年同様、細やかな削減意識の活動により、ゴミ削減の取組が定着し目標達成に繋がった。</p> <p style="text-align: center;">次年度の取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の分別を引き続き努力したい。 ・ 可能な限り裏紙の使用。 ・ 再利用による廃棄物の削減を意識する。
<p>3. 水資源投入量の削減</p> <p>①毎月のメータの確認(漏水防止) ②節水表示 ③タンク給水の際の確認 ④トイレの節水</p>	<p style="text-align: center;">★ 目標達成 ★</p> <p>売上増加により総量も必然と増加傾向ではあったが売上高の対比により削減の結果に繋がった。</p> <p style="text-align: center;">次年度の取組内容</p> <p>引き続き、節水表示ステッカーの啓発活動を実行し、社内全体での削減意識の共有を行うことの重要性を理解し、状況によつての無駄を省いた効率性の良い仕事を行うこと。</p>
<p>4. 本業に関する目標</p> <p>①電子マニフェストの顧客への推奨、働きかけ ②カッター機械のアイドルングストップ推進 ③社用車洗車の節水作業 ④ブレード使用期限のルールの徹底</p>	<p style="text-align: center;">★ 目標達成 ★</p> <p>① 電子マニフェスト運用開始。現時点ではまだ4件ではあるが実施している。実績件数を増やし紙削減に繋がるように引き続き取り組んでいく。 ② 建設機械の未使用時でのエンジントップを心掛ける。 ③ 夏場の水使用量を検討する。洗車等の使用時の水圧の制限等。 ④ ブレードライフは、効率的な交換などで上手な使用に心掛ける。</p> <p style="text-align: center;">次年度の取組内容</p> <p>①～④においては継続及び、さらなる徹底を行う。地域社会貢献活動の一環として社用車をうまく活用し、災害時に地域への支援という形でアイデアを生み行動に活かす。</p>

6.環境関連法規制の遵守

1. 当社に適用となる主な環境関連法規

法規制等の名称	遵守事項	遵守状況
騒音規制法	年一回の騒音測定の実施、保管	遵法
振動規制法	年一回の振動測定の実施、保管	遵法
産業廃棄物処理法	委託業者との契約・請書保管 マニフェストの交付・保管 知事・市町村長への届出 処分実績報告 産業廃棄物保管基準（法12条の2施行規則8条） 変更許可申請、届出 許可証の有効期限の確認 毎年6月30日までにマニフェスト交付状況報告 水銀使用製品廃棄物の適正保管及び処分	遵法
浄化槽法	年一回の水質検査記録の実施、保管	遵法
フロン排出抑制法	年一回の点検記録の実施、保管	遵法

2. 環境関連法規への違反、訴訟等の有無

環境関連法規遵守状況の確認において、環境関連法規への違反はありません。
尚、関係当局よりの違反等の指摘は過去3年間ありません。

7. 代表者による全体評価

代表者による全体評価と見直しの結果

水の使用量について

節水ステッカーなどの表示又は、各自節水意識をもって行動しているが、データを取り始めて3年目となる現在、なかなか成果が得られず高水準の慢性化が続いています。限界がある中ではあるが、更なる節水意識啓発活動を向上させていく必要があり、社内全体で効率的なインセンティブを用いて、水使用量の抑制を図っていくことが重要と考えております。

有限会社 コア
代表取締役

前原 直之